

第2期

県立特別支援学校教育環境整備計画

平成30年3月

宮城県教育委員会

目 次

Iはじめに	1
II県立特別支援学校の現状と課題	2
1 狹隘化の現状と課題	
(1) 児童生徒数の推移	
(2) 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し	
(3) 軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足	
(4) 教育環境上の問題	
ア 学習指導上の問題	
イ 児童生徒の安全管理上の問題	
ウ その他	
(5) これまでの狭隘化対策	
2 障害の多様化	
(1) 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加	
(2) 医療的ケア対象児童生徒の増加	
3 地域における特別支援学校のセンター的機能及び校舎の老朽化	
(1) 特別支援学校のセンター的機能の強化	
(2) 校舎等の老朽化対策	
III整備方針	10
IV教育環境整備計画	11
1 教育環境整備(ハード面)の諸対策	
取組1 小松島支援学校松陵校の設置	
取組2 西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置	
取組3 名取支援学校名取が丘校(仮称)の設置	
取組4 古川支援学校のプレハブ校舎の増改築	
取組5 校舎等の老朽化対策(視覚支援学校の改築等)	
取組6 特別支援学校の新設(仙台市太白区秋保地区)	
取組7 余裕教室等の活用	
教育環境整備実施計画(ハード面/年次計画)	
2 教育環境整備(ソフト面)の諸対策	
取組8 学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し	
取組9 医療的ケア実施体制の充実	
取組10 特別支援学校のセンター的機能の強化	
取組11 複数の障害種による併置化、学科の再編	
3 現時点で着手している学校の整備計画	
V進行管理	18

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画

I はじめに

宮城県教育委員会では、平成22年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」を策定し、県立特別支援学校の教育環境の整備を進めてきたが、本県の県立特別支援学校に就学する児童生徒数は予想を上回って増加し、とりわけ仙台圏域における知的障害特別支援学校では、狭隘化の解消に至っていない状況にある。

一方、国においては、平成26年1月、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」(注1)の理念が示された「障害者の権利に関する条約」(注2)を批准するとともに、関連する国内法等の整備を進め、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しようとしており、特別支援教育の一層の充実が求められている。

こうした国内外の動向から、本県においては、平成27年に今後10年間を計画期間とした「宮城県特別支援教育将来構想」(以下、「将来構想」という。)を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」との基本的な考え方のもと、特別支援教育を推進しているところである。

この将来構想では、喫緊の課題の一つとして、県立知的障害特別支援学校の狭隘化を取り上げ、仙台圏域における特別支援学校の新設、分校等の設置及び高等学園(注3)の新設や収容定員の拡大に向け検討するとしているほか、多様な教育的ニーズへの的確な対応や、特別支援学校のセンター的機能の充実、強化に向けて取り組むとしている。

併せて、視覚支援学校をはじめとする既存の特別支援学校の校舎の老朽化対策も必要な状況となっており、このような状況も含め、「将来構想」で示した平成36年度までの8年間における県立特別支援学校の環境整備について、具体的な取組を本計画により示すものである。

(注1) インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

(注2) 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

(注3) 高等学園

特別支援学校の一つで、軽い知的障害があり、中学校、中等教育学校中学部及び特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、将来の職業的自立を目指し、職業教育に重点を置いた教育を行う。宮城県では高等学園という名称で設置している。

II 県立特別支援学校の現状と課題

1 狹隘化の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

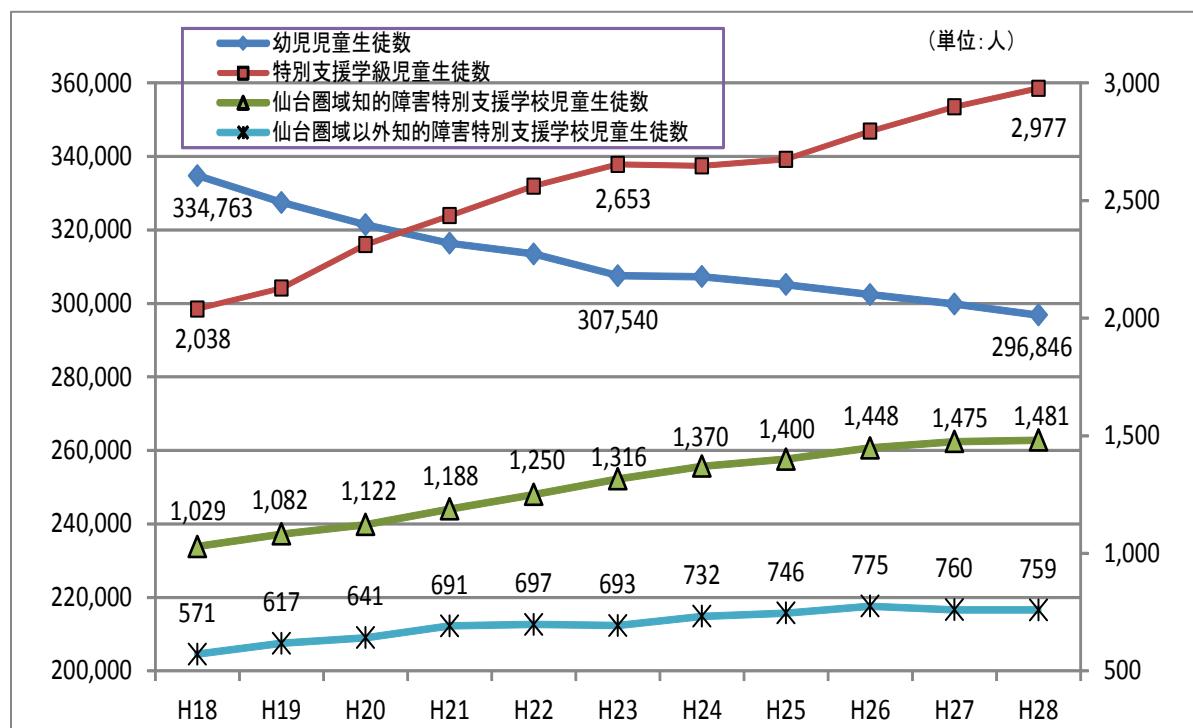
我が国では、1980年代から子どもの数が減少し始め、年少人口(15歳未満人口)は、平成17年の1,759万人から、平成27年度には1,578万人へと、全国的に児童生徒数が減少している。

こうした中、特別支援学校の児童生徒数は、最近10年間で34%増加している状況にあり、本県の特別支援学校の児童生徒数の推移をみても、平成18年度の1,907人から、平成28年度の2,461人へと、10年間で3割増加している。その中でも、知的障害特別支援学校における児童生徒数は、最近10年間で40%増加しており、特に、仙台圏域においては44%の増加となっている。

また、小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数も急激に増加しており、最近10年間で48%増加している状況である。本県においては、中学校の特別支援学級を卒業した生徒の9割以上が、特別支援学校の高等部又は高等学園に進学しており、このことが、特別支援学校の狭隘化が進む大きな要因となっている。(図1)

なお、平成28年度では、特別支援学校中学部・中学校の特別支援学級生徒数が、高等部・高等学園の児童生徒数を221人、仙台圏域だけをみても163人上回っており、今後も高等部・高等学園に入学する生徒が増える傾向にあることが窺える。(表1)

図1 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(注) 数値は、各年度5月1日時点の在籍者数

表1 特別支援学校及び特別支援学級における知的障害児童生徒数の推移

区分		H18年度	H23年度	H28年度	(単位:人)
知的障害	小	特別支援学校	455	560	541
		特別支援学級	1,182	1,566	1,660
		小計	1,637	2,126	2,201
	中	特別支援学校	312	429	472
		特別支援学級	599	799	976
		小計	911	1,228	1,448
	高	特別支援学校	660	837	1,002
		高等学園	173	183	225
		小計	833	1,020	1,227
	計	3,381	4,374	4,976	
その他の障害	小	特別支援学校	108	99	70
	中	特別支援学校	94	71	71
	高	特別支援学校	105	99	80
	計	307	269	221	
	合計	3,688	4,643	5,097	

(注1)小中学校特別支援学級の児童生徒数は、知的障害と自閉症・情緒障害のみの数字

(注2)その他の障害は、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の4障害を合計したもの。

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

左のうち仙台圏域		H18年度	H23年度	H28年度	(単位:人)
小	特別支援学校	276	363	380	
	特別支援学級	722	978	1,055	
	小計	998	1,341	1,435	
中	特別支援学校	199	279	319	
	特別支援学級	360	470	626	
	小計	559	749	945	
高	特別支援学校	434	540	652	
	高等学園	120	134	130	
	小計	554	674	782	
	計	2,111	2,764	3,162	

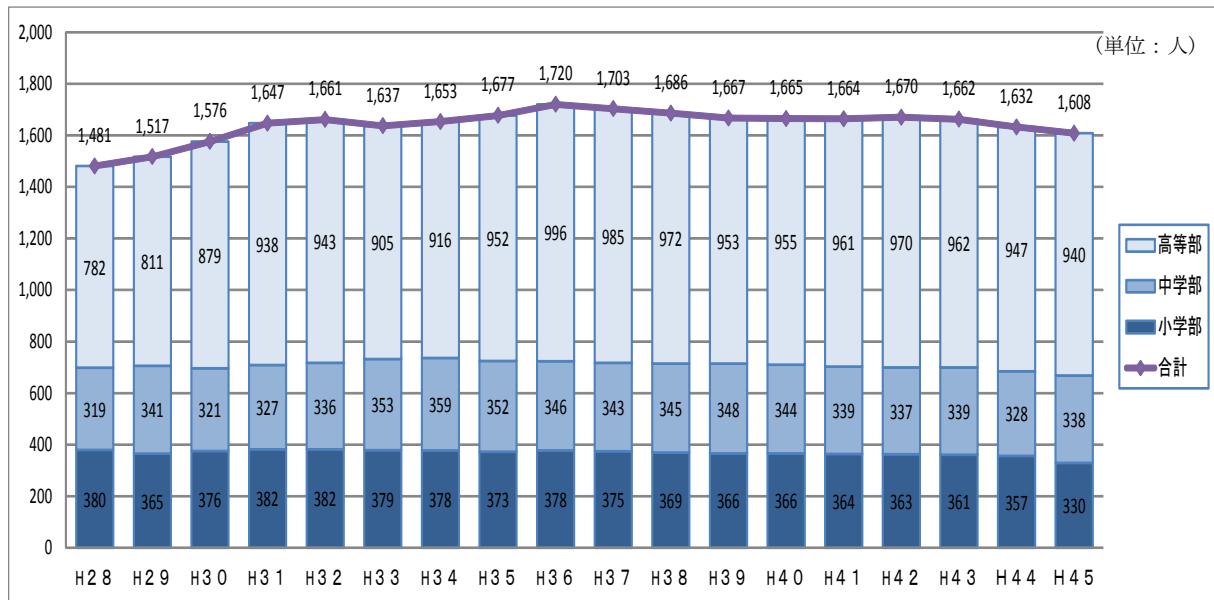
（仙台圏域の特別支援学校）
 ・光明支援学校
 ・利府支援学校、利府支援学校富谷校
 ・名取支援学校
 ・小松島支援学校
 ・山元支援学校
 ・岩沼高等学園
 ・宮城教育大学附属特別支援学校（国立）
 ・いづみ高等支援学校（私立）
 ・鶴谷特別支援学校（仙台市立）

（2）仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し

仙台圏域の知的障害特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒数は、当分の間ほぼ横ばいで推移する見通しである。一方、高等部の生徒数は、平成36年度に996人とピークを迎える、その後もそれほど減少しない見通しである。（図2）

なお、仙台圏域以外は、平成31年度以降、多少、減少する見通しとなっている。（図3）

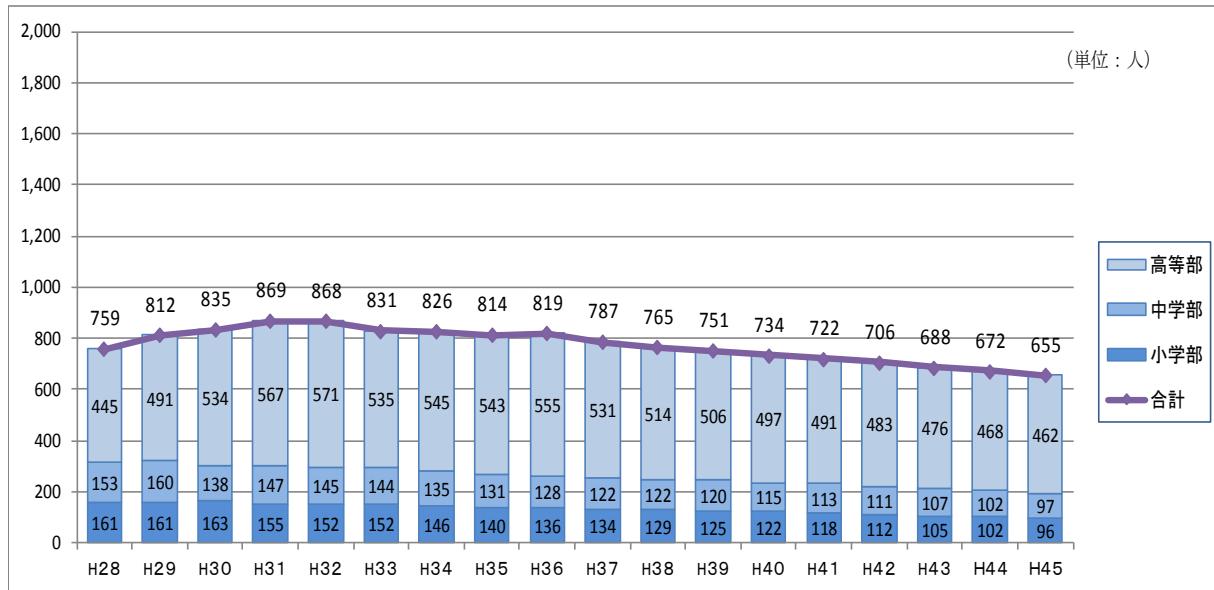
図2 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数（学部別）



出所：県教育委員会調べ（H29.5）※H28は実績、H29以降は推計

（注）高等部には、高等学園の生徒数を含む。

図3 仙台圏域以外の知的障害特別支援学校の児童生徒数(学部別)



出所：県教育委員会調べ（H29.5）※H28は実績、H29以降は推計

(注) 高等部には、高等学園の生徒数を含む。

(3) 軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足

近年、急増している軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場として、本県では、昭和63年度に小牛田高等学園を設置・開校させ、以降平成28年度まで2校1分教室を整備してきたが、それでも平成29年度入学者選考において5人に2人の割合で不合格者がいるなど、募集定員に対して出願者数が大きく上回っている状況である。（表2・表3）

今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、それに伴い高等学園への進学希望者の増加が見込まれることから、軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園の整備が喫緊の課題である。

表2 高等学園の整備状況

学校名	定員（1～3学年合計）	備考
小牛田高等学園	48人	昭和63年度開校
岩沼高等学園	120人	平成13年度開校
岩沼高等学園川崎キャンパス	24人	平成28年度開校
女川高等学園	72人	平成28年度開校

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

表3 高等学園の入学出願者数の推移

(単位：人)

年度	募集定員数	出願者数	入学者数	不合格者数	備 考
H 2 5	5 6	1 0 6	6 5	4 1	定員：小牛田(1 6) 岩沼(4 0)
H 2 6	6 4	1 1 2	6 8	4 4	定員：小牛田(1 6) 岩沼(4 8)
H 2 7	6 4	8 7 4	6 4 4	2 3 0	定員：小牛田(2 4) 岩沼(4 0)
H 2 8	9 6	9 8 2	9 0 2	8 0	定員：小牛田(2 4) 岩沼(4 0) 女川(2 4) 川崎(8)
H 2 9	8 8	1 4 9 1 2	8 9 4	6 0 8	定員：小牛田(1 6) 岩沼(4 0) 女川(2 4) 川崎(8)

出所：県教育委員会調べ（H 2 9. 5）

(注) 下段は第二次募集の結果

(4) 教育環境上の問題

ア 学習指導上の問題

- ・特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害の状況や、それを踏まえた教育的ニーズに応じて、グループ編成を変えることで教育効果の向上を図っているが、教室不足や狭い環境下では、効果的な学習を提供することが困難となっている。
- ・音楽室や図書室、作業学習室等を普通教室に転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限される学校がある。
- ・高等学園に進学できなかった軽い知的障害のある生徒が、知的障害特別支援学校高等部へ進学しており、障害の程度に合わせた学習活動の確保が課題となっている。

イ 児童生徒の安全管理上の問題

- ・自閉症の児童生徒は、密集状況によるストレスから情緒的に不安定な状態になりやすく、情緒不安定になった時には、他の児童生徒から離れ、情緒を落ち着かせるための部屋が必要である。こうした部屋を普通教室に転用したことに伴い、個別対応が困難になっている。
- ・医療的ケアの必要な児童生徒が年々増加しており、定員を超過している教室では、児童生徒同士の接触等による事故が起きないよう、細心の注意を払いながら教育活動を行っている。
- ・特別教室を普通教室に転用している教室の中では、採光、換気、室温等の管理に、きめ細かく配慮しながら教育活動を行っている。

ウ その他

- ・児童生徒数の増加により、教員への給食供給ができない学校があり、給食指導が難しくなっている。
- ・相談室や会議室等の確保が難しく、教育相談やP T A活動の業務遂行に当たり、臨機応変な対応が困難となっている。

(5) これまでの狭隘化対策

本県では、障害のある児童生徒の増加対策として、平成23年度から平成29年度までに、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により、仙台圏域で80教室、対象学区を全県とする女川高等学園と岩沼高等学園川崎キャンパスを含め、92教室を整備確保したところである。

また、そのほかにも、使用頻度の低い会議室や作業室等を教室に一時転用するなどして、児童生徒の増加対策を講じてきたところである。(表4)

表4 仙台圏域の知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狭隘化対策

年度	対 策 内 容	
H 2 3	①利府支援学校富谷校開校	富谷町立富ヶ丘小学校の一部に、小学部9教室を整備
	②利府支援学校プレハブ校舎設置	中学部4教室を整備
	③名取支援学校プレハブ校舎設置	中学部4教室を整備
H 2 6	④小松島支援学校開校	小学部・中学部・高等部、計45教室を整備
	⑤光明支援学校小学部増設	旧特別支援教育研修センターを改修し、13教室を整備
H 2 8	⑥女川高等学園開校	高等部9教室を整備
	⑦岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3教室を整備
H 2 9	⑧利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部5教室を整備



高等学園の新設
(女川高等学園)



小学校の余裕教室を活用した
分校の設置
(利府支援学校塩釜校)



高等学校の余裕教室を活用し
た分教室の設置
(岩沼高等学園川崎キャンパス)



旧仙台市立小学校を活用した
分校の設置
(小松島支援学校松陵校)



高等学園産業技術科の実習室
(流通サービスコース)



高等学園産業技術科の実習室
(福祉コース)

こうした対策を講じても、平成28年度の時点で、仙台圏域の知的障害特別支援学校では、44教室が不足している状況である。(表5)

図2に示したように、仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成28年度と比較して、平成45年度には小学部児童が50人減少するものの、中学部は19人増加し、高等部においては158人の増加が見込まれ、今後さらに15教室(小学部は8教室減、中学部は3教室増、高等部は20教室増)が不足する見込みである。平成28年度の不足教室数44教室と合わせた59教室の確保が大きな課題である。

表5 仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足数(平成28年度)

仙台圏域の知的障害 特別支援学校	不足教室				合 計
	定員超過教室	特別教室転用	管理諸室転用	仮設校舎	
光明支援学校	4	5	0	0	
利府支援学校	5	4	0	4	
名取支援学校	10	3	3	4	
小松島支援学校	0	2	0	0	44

出所：県教育委員会調べ(H29.5)

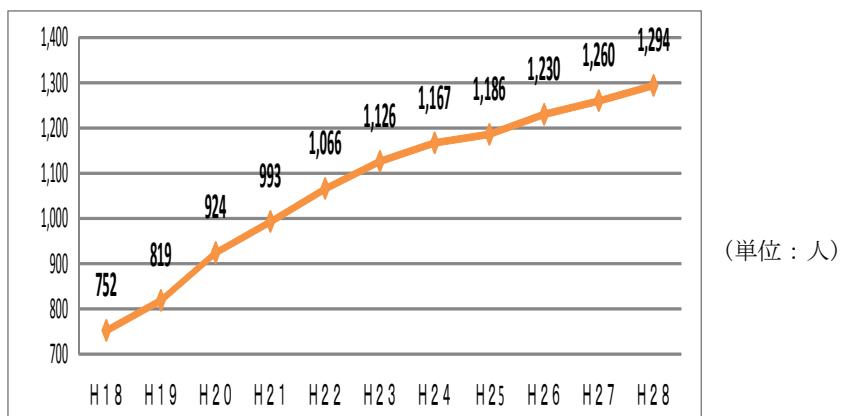
2 障害の多様化

(1) 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加

県内小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数は増加を続け、平成28年度には1,294人となっており、その多くが特別支援学校に進学する傾向にあることから、特別支援学校における自閉症等の生徒の在籍も増加している。(図4)

そのため、自閉症・情緒障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図るため、特別支援学校における指導内容・方法の改善が必要である。

図4 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数



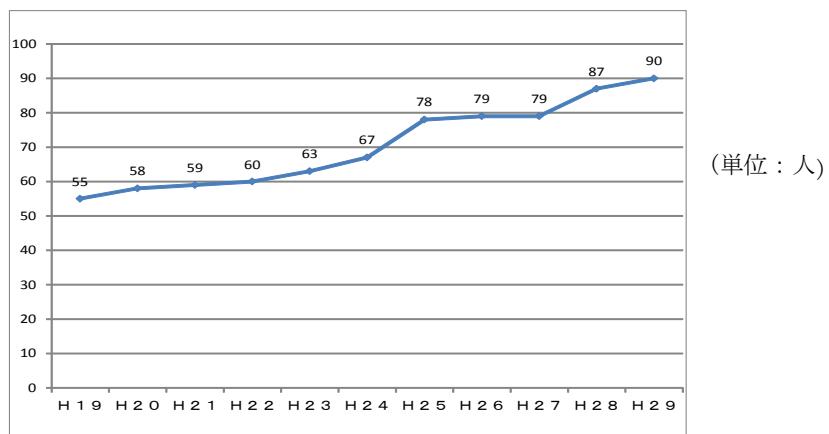
出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 医療的ケア対象児童生徒の増加

県立の特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒は増加傾向にあり、平成29年度には90人となり、10年間で64%増加している。(図5)

今後も増加が予想されることから、医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進及び安全な環境の整備をさらに充実させていく必要がある。

図5 県立特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒数



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

3 地域における特別支援学校のセンター的機能及び校舎の老朽化

(1) 特別支援学校のセンター的機能の強化

県立特別支援学校の平成21年度の来校・電話相談件数は、2,653件であったが、平成28年度は3,704件と増加している。また、平成21年度の訪問相談件数は613件であったが、平成28年度は1,321件と倍増している。(表6)

平成30年度には、高等学校における通級による指導が運用開始となり、さらに相談件数の増加が予想される。今後ますます、特別支援学校がセンター的機能の役割を果たしていくよう、整備を進める必要がある。

表6 県立特別支援学校の相談件数(平成21年度・平成28年度)

	来校・電話相談件数 (幼、小・中・高・保護者等)	訪問相談件数 (研修会講師含む)	計
平成21年度	2,653件	613件	3,266件
平成28年度	3,704件	1,321件	5,025件

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 校舎等の老朽化対策

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実という観点から重要であり、今後、各学校における教育活動に支障が生じないよう、経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存の校舎や屋内運動場の改築、大規模改修などについて、計画的な整備を推進していく。

具体的には、視覚支援学校は、昭和43～46年に現在の校舎が整備され、建築後49年が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、校舎、寄宿舎、屋内運動場等の早急な改築が必要となっている。こうした老朽化した特別支援学校の改築等を順次進め、教育活動の充実に配慮した整備を進めていく必要がある。

III 整備方針

- 1 インクルーシブ教育システムの推進に向けて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した、教育効果を高める教育環境を整備する。
- 2 軽い知的障害のある生徒が今後とも増加することが見込まれる仙台圏域の後期中等教育の整備拡充を図る。
- 3 老朽化した特別支援学校の改築等を推進する。
- 4 既存の施設・設備を有効活用した教育環境の整備を図る。
- 5 地域における特別支援学校のセンター的機能を充実する。
- 6 児童生徒一人一人の障害に応じたより適切な教育環境を確保するため、複数の障害に応じた併置型特別支援学校の設置に向け、教育環境を整備する。

IV 教育環境整備計画

1 教育環境整備（ハード面）の諸対策

取組 1

小松島支援学校松陵校の設置

- (1) 供用開始年度：平成30年度
- (2) 設置場所：旧仙台市立松陵小学校(仙台市泉区松陵)
- (3) 対象等：
 - ①知的障害児童生徒
 - ②規模：小・中学部児童生徒
8学級(30～40人程度)
- (4) その他の：地域利活用による学校開放を行う。

取組 2

西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置

- (1) 供用開始年度：平成30年度
- (2) 設置場所：西多賀支援学校(仙台市太白区鈎取本町)
- (3) 対象等：
 - ①知的障害児童生徒
 - ②規模：小・中学部、高等部児童生徒
5学級(15～20人程度)
 - ③病弱の小学部・中学部・高等部に知的障害を併置

取組 3

名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置

- (1) 供用開始年度 : 平成31年度
- (2) 設置場所 : 名取市立不二が丘小学校内（名取市名取が丘）
- (3) 対象等 : ①知的障害児童
②規模 : 小学部児童
5学級(15～20人)

取組 4

古川支援学校のプレハブ校舎の増改築

- (1) 供用開始年度 : 平成31年度
- (2) 設置場所 : 古川支援学校(大崎市古川飯川字熊野)
- (3) 内容 : ①規模 : 2～4学級

取組 5

校舎等の老朽化対策（視覚支援学校の改築等）

- (1) 視覚支援学校の寄宿舎改築の例
 - ①供用開始年度 : 平成32年度(視覚支援学校寄宿舎)
 - ②設置場所 : 視覚支援学校（仙台市青葉区上杉6丁目5-1）
- (2) その他の : 視覚支援学校寄宿舎以外についても、順次計画的に老朽化対策を進めていく。

取 組 6

特別支援学校の新設（仙台市太白区秋保地区）

- (1) 供用開始年度 : 平成36年度以降
- (2) 設置場所 : 旧拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の跡地
(仙台市太白区秋保町湯元)
- (3) 対象等 : ①知的障害児童生徒
②規模 : 36学級(210人程度)
③学部 : 小学部・中学部・高等部(普通科・産業技術科)
- (4) 特徴 : 高等部(産業技術科)については、以下の方向で整備
 - ・軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園的機能を持ったものとする。
 - ・地域の地場産業を生かした教育課程
 - ・学校と企業との連携によるデュアルシステムの導入
 - ・寄宿舎を設置

取 組 7

余裕教室等の活用

- 児童生徒数の減少等を背景とした、県立高校等の余裕教室や空き教室等を活用した、特別支援学校の分校等の設置を検討していく。

教育環境整備実施計画（ハード面／年次計画）

目的	対策	年度	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年 以降
狭隘化対策	取組1 小松島支援学校松陵校の設置		工事	供用開始						
	取組2 西多賀支援学校に知的障害を併置		工事	供用開始						
	取組3 名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置		設計・工事		供用開始					
	取組4 古川支援学校のプレハブ校舎の増改築			工事	供用開始					
	取組6 特別支援学校の新設				設計・工事					
	取組7 余裕教室等の活用		検討（必要に応じて整備）							
	取組5 校舎等の老朽化対策	視覚支援学校寄宿舎の改築	設計・工事			供用開始				
		その他	順次計画的に整備							

2 教育環境整備（ソフト面）の諸対策

取組 8

学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し

（1）目的

平成30年度からの学習指導要領改訂に伴い教育課程の見直しを図り、現在及び将来に必要な資質・能力を児童生徒一人一人が確実に育む教育を実現する。

（2）内容

- ・一人一人に応じた指導の充実

障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図る。

- ・自立と社会参加に向けた教育の充実

幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育や進路指導の充実を図る。

- ・学びの連続性を重視

各学部や各段階、幼稚園、小・中・高等学校とのつながりを強化し、学びの連続性を図る。

- ・交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

取組 9

医療的ケア実施体制の充実

（1）目的

特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図る。

（2）内容

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を実施

- ・児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の確保

- ・医療的ケア運営会議の開催

- ・巡回指導医及び巡回指導看護師の指導の下、より安全な医療的ケアを実施するための校内支援体制を整備

- ・県全体の医療的ケア実施体制を把握し、幅広い視野から総括的に指導・助言を行う看護職員を常勤で配置することで、所属校のみならず、県全体の医療的ケア実施体制の整備を図る。

- ・医療、福祉、専門家等との連携、協力を強化

取 組 10

特別支援学校のセンター的機能の強化

(1) 目的

小・中、高等学校等で学ぶ、障害のある児童生徒への支援を強化するため、支援を担う特別支援学校の教員の専門性が高まるよう計画的に養成するとともに、特別支援学校の免許を有する教員の採用を進める。

(2) 内容

- ・特別支援教育コーディネーター養成研修の実施
- ・高等学校教員特別支援教育理解研修会の実施
- ・管理職研修(小・中学校・高等学校、特別支援学校の校長、教頭等)の実施
- ・特別支援教育コーディネーターによる未就学児の就学相談への参加
- ・高等学校における通級による指導の運用に伴い、高等学校支援の強化
- ・福祉、医療、労働等関係機関との連携を強化

(3) その他

- ・本県北部地区を含めた視覚支援学校のセンター的機能の推進

取 組 11

複数の障害種による併置化、学科の再編

(1) 目的

知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数は横ばいかやや減少することが推測される。このことを踏まえ、知的障害以外の特別支援学校の有効活用や社会の変化に対応した学科の再編を図る。

(2) 内容

- ・肢体不自由や病弱等の特別支援学校に知的障害の併置や併設を検討
- ・視覚支援学校、聴覚支援学校の学科の見直しについて検討
- ・知的障害特別支援学校高等部の就労コースの設置を検討

3 現時点で着手している学校の整備計画

【教育環境整備（ハード面）】

①小松島支援学校松陵校の設置
〈小学部〉〈中学部〉

②西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置
〈小学部〉〈中学部〉〈高等部〉

③名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置
〈小学部〉

④古川支援学校のプレハブ校舎の増改築

⑤校舎等の老朽化対策
(視覚支援学校の改築等)

⑥特別支援学校の新設
(仙台市太白区秋保地区)
〈小学部〉〈中学部〉〈高等部〉

【教育環境整備（ソフト面）】

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援

- 教育課程の見直し
- 障害の重度化、多様化への対応
- 医療的ケア実施体制の充実



地域における特別支援学校のセンター的機能の充実

- 小・中学校、高等学校等への支援強化
- 特別支援教育コーディネーターの育成
- 高等学校、管理職を対象とした研修会の実施
- 福祉、医療、労働等の関係機関との連携

V 進行管理

障害のある児童生徒の教育環境を充実させていくためには、本計画の着実な取組が不可欠である。本計画に記載している検討事項については、P D C A サイクルを機能させながら、できるだけ早く具体化していくこととし、本計画の計画期間内での実現を目指していく。

また、障害のある児童生徒数の今後の推移や、平成30年度から制度の運用が開始される高等学校における通級による指導の状況等も勘案しながら、必要に応じて見直しを行い、適切に整備を進めることとする。

第2期 県立特別支援学校教育環境整備計画

宮城県教育庁特別支援教育室

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電 話 022-211-3714

FAX 022-211-3827

E-m a i l tokusip@pref.miyagi.lg.jp

U R L <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>